

電力の小売全面自由化が始まります！！

～よく理解して契約し、便乗商法にも気をつけましょう～

平成28年4月1日から電力の小売全面自由化が始まります。
小売自由化により、**複数の事業者の中から消費者が契約先を選択**することが可能になります。

契約する際は、内容をよく理解し、**自由化に便乗した勧誘には気を付けましょう。**



●アドバイス

- ・「**料金が安くなる**」といった勧誘に気をつけましょう。
「どのような条件で安くなるのか」「他の商品とのセット料金になっていないか」「契約期間が長期なものになっていないか」「解約時に違約金が発生しないか」などをよく確認しましょう。
- ・小売電気事業者は登録制になっています。**登録事業者かどうかや、電力小売自由化の制度については、経済産業省の専用ダイヤル**にお問い合わせください。
『**経済産業省専用ナビダイヤル**』
☎0570-028-555（平日）
相談受付時間：午前9時～午後6時
- ・訪問販売または電話で勧誘されて契約した場合、クーリング・オフ制度により無条件で契約を解除することができます。**契約の際にクーリング・オフについて確認しましょう。**
- ・契約に関して不安になったり、トラブルになった際は、名古屋市消費生活センターへご相談ください。



マスコットキャラクター
コアラのハッピー

名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階
平日 TEL 052-222-9671
土・日 TEL 052-222-9690
(土・日は電話相談のみ) * 祝日・年末年始を除く
相談受付時間 午前9時から午後4時15分
<金融商品・高齢者悪質商法110番も開設し、弁護士による面談など迅速に対応しています。>

発行 名古屋市 市民経済局 消費流通課 TEL052-972-2434

(平成28年度から奇数月の発行になります)